

三木市市有財産先着順売却の案内

1 物件概要

(1) 所在地等

物件番号	種目	所在・地番 【施設名】	地目 【構造】	地積(m ²) 【延床】	売却価格(円)
①	土地 建物	三木市緑が丘町西四丁目 48 番 5 【旧デイサービスセンターひまわり】	宅地 【鉄骨造】	4,372.08 【958.72】	114,000,000 (税抜)
②	土地	三木市別所町巴 67 番 1	宅地	959.76	14,500,000
③	土地	三木市岩宮字上畑ケ 322 番	雑種地	1,211.23	8,410,000
④	土地	三木市宿原字新田山 1265 番 1	山林	1,055.88	12,700,000
⑤	土地	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 6	宅地	457.76	6,691,000
⑥	土地	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 7	宅地	398.70	5,652,000
⑦	土地	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 8	宅地	391.65	6,063,000
⑧	土地	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 84	宅地	166.88	3,533,000
⑨	土地	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 182	宅地	165.00	3,503,000

(2) 用途地域等

物件番号	用途区域等	建ぺい率	容積率	埋蔵文化財 包蔵地
①	市街化区域:第一種中高層住居専用地域	60%	200%	-
②	市街化区域:第一種中高層住居専用地域	60%	200%	-
③	市街化区域:第一種中高層住居専用地域	60%	200%	該当地
④	市街化区域:第一種低層住居専用地域	50%	100%	-
⑤	市街化区域:第一種低層住居専用地域	50%	100%	-
⑥	市街化区域:第一種低層住居専用地域	50%	100%	-
⑦	市街化区域:第一種低層住居専用地域	50%	100%	-
⑧	市街化区域:第一種低層住居専用地域	50%	100%	-
⑨	市街化区域:第一種低層住居専用地域	50%	100%	-

※土地の利用制限等について、事前に調査確認の上、入札に参加してください。

(3) 敷地境界

本物件の境界確認については、本市において実施済みです。

(4) 土壌汚染・地下埋設物等

地下埋設物調査、地質調査、地盤調査及び土壌汚染調査等は実施していません。
買受人により調査等が必要と判断された場合は、買受人の費用負担により調査、対応を行ってください。

なお、地下埋設物等が発見された場合、三木市は一切費用の負担等しません。

(5) 上下水道

上下水道については、三木市上下水道部へ事前に確認、相談を行ってください。

(6) 現地確認

土地及び建物の状況につきましては、必ず事前に現地確認をお願いします。

また、現地を確認する際、物件の周辺住民等へ迷惑をかけないように十分注意してください。

(7) 利用制限

ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定される風俗営業等の用途に供することはできません。

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第2条に規定される廃棄物の処理等の用途に供することはできません。

ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団の事務所など反社会的行為の用に供することはできません。

エ 「三木市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第1号）」第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者

オ ア～エのほか公序良俗に反する使用は認められません。

(8) 物件番号①旧デイサービスセンターひまわりについての特記事項

ア 建物登記

建物登記はありません。買受後、建物を使用する場合は建物登記が必要になります。

イ 消費税

売却価格は税抜価格を表示していますが、建物部分については別途消費税がかかります。

ウ 工作物・備品等

物件内に残置する工作物や備品等はすべて買受人に引き渡します。買受人が不要な場合でも、三木市は撤去および処分等の費用は負担いたしません。

エ アスベスト保有調査

市は事前にアスベスト保有調査を実施していません。建物等に含有するアスベスト調査及び処分は、法令厳守のうえ、すべて買受人の負担で行ってください。また、建物等を解体撤去する場合に、アスベストを含有する建材が新たに発見された場合も、処分はすべて買受人の負担で行ってください。

オ 物件東側通路

物件東側の通路について、使用する場合は三木市と協議が必要になります。なお、協議の結果、使用できないことや、使用料が発生する場合があります。

2 申込資格

次の各号のいずれかに該当する者は、申込できません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者。

(2) 市町村税を滞納している者

- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）
- (4)三木市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者

3 買受申込

購入を希望する者は、次のとおり申込してください。

(1)申込受付日及び時間

平日の8時30分から午後5時まで

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）の受付は行いません

(2)提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課財産管理係（三木市役所本庁舎4階）

電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2456

(3)提出方法

持参のみ ※郵便、電話、電子メールによる申し込みは出来ません。

先着順での受付となりますので、申込受付順1番の方から優先的に、買受者として契約手続きを進めます。先に受付した方の売買契約が成立した場合は、それ以降の受付は行いません。

(4)提出書類

A) 法人の場合

ア 買受申込書（指定様式）

イ 誓約書（申込資格等に関する誓約）

ウ 誓約書（暴力団排除に関する誓約）

エ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）

オ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書

カ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

B) 個人の場合

ア 買受申込書（指定様式）

イ 誓約書（申込資格等に関する誓約）

ウ 誓約書（暴力団排除に関する誓約）

エ 印鑑登録証明書（住所地の市町村が発行するもの）

オ 公的身分証明書（顔写真付き）の写し

例：マイナンバーカード、運転免許証等

カ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

キ 同意書（指定様式・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

※ いずれも発行日から3ヵ月以内のもの。

※ 指定様式は、三木市ホームページからダウンロードしてください。

4 契約保証金

- (1) 売買契約の締結前に納付書にて、契約保証金をお支払いください。
※契約保証金の納入方法は、納付書払いのみとなります。
- (2) 契約保証金の額は売買代金の10%となります。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。ただし、契約保証金のお支払い後に売買契約をしない、もしくは売買契約後に売買代金全額を納入しない場合は、契約保証金は返還しません。

5 売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結は、買受申込日から14日以内に行います。
- (2) 先に買受申込者がいる場合、その者が契約を締結しないことが確定した日から14日以内に、次順位の買受申込者と土地売買契約の締結をします。
- (3) 契約締結に必要な書類等
 - ア 住民票抄本 1通
法人の場合は、資格証明書又は法人登記簿謄本
 - イ 印鑑登録証明書 1通
 - ウ 印鑑 (印鑑登録をしているもの)
 - エ 収入印紙 (印紙税法に定められた税額相当分)
 - オ 契約保証金のお支払い時に発行される領収書

6 所有権移転登記・引渡し

- (1) 現況有姿での引渡しです。当該土地に存在する工作物、放置物等は、そのまま引渡しになります。
※三木市が提供した図面等の情報が現況と相違している場合は、現況を優先し、契約後も現況のまま引き渡しとなります。
- (2) 所有権移転登記の前に「売買代金の支払い」が必要です。契約日から30日以内に売買代金を納入してください。
※売買代金の納入方法は、納付書払いのみとなります。
- (3) 売買代金の支払いが完了したときに、物件を契約者に引き渡したものとし、所有権移転登記を行います。登記完了後、登記識別情報(権利証)をお渡しします。所有権移転登記は三木市で行います。

7 土地売買代金以外の購入者の負担費用等

- (1) 「売買契約書」に貼付する収入印紙の費用
- (2) 「所有権移転登記」に必要な登録免許税
- (3) 購入者を義務者として課される公租公課(不動産取得税、固定資産税・都市計画税)
- (4) 買受参加申込書の必要添付書類費用
※詳細については、関係機関にお問合せください。

8 その他

- (1)買受申込に要する費用は申込者の負担とします。
- (2)提出された買受申込書等の書類は返還しません。
- (3)買受申込書等の書類に虚偽の記載や偽造をした者の入札は無効とします。また、それにより発生した損害について賠償を請求することがあります。
- (4)買受申込後この案内等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (5)その他、三木市契約規則、契約条項及び関係法令等を遵守してください。

9 問合せ先

三木市総務部 財政課財産管理係内

電話 0794-82-2000 (代表) 内線2456